

<報道発表資料>

令和4年4月11日(月)

麻薬施用者免許証記載事項変更届のファックス誤送信について

医師からの麻薬施用者免許証記載事項変更届（以下「変更届」という。）に伴う事務手続きのため、県内保健所間で情報をやり取りする際に、誤った番号にファックス送信しました。

1 概要

4月7日（木曜日）、変更届を収受した朝霞保健所が免許証書換え交付の事務手続きのため、変更届及び変更前の麻薬施用者免許証（写し）を、狭山保健所へファックス送信したところ、番号が誤っていたため誤送信が発生しました。

2 変更届の内容

届出者氏名、届出者住所、届出者の勤務する麻薬業務所（医療機関）及び従たる施設の名称・所在地（変更前・変更後）

3 対応

4月11日（月曜日）までに医師が勤務する医療機関に対して経緯を説明し、謝罪を行いました。なお、当該医師に対しては、医療機関を通じて説明しており、後日、直接説明及び謝罪をする予定です。

4 再発防止策

今後は、当該届出に伴う事務手続きについては、ファックスをやめ、県庁 LAN システムを使用した共有フォルダでの受け渡しに変更いたします。

職員には、業務で取り扱う個人情報の重要性を再認識させます。